

令和3年度 乙部町立乙部中学校 部活動の基本的な方針について

「北海道の部活動の在り方に関する方針」(平成31年1月)及び各町教育委員会「部活動の在り方に関する方針」を受けて檜山管内中学校の休業日設定に関わり事項を次のようにします。

1. 部活動の適切な休養日等の設定

※基本的には「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び各町の「部活動の在り方に関する方針」に準拠することとする。

(1) 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。

○ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(学校行事等による振替休業日を含む)は少なくとも1日以上

(2) 中体連及び吹奏楽コンクール前で、やむを得ず活動を行う場合は、大会前5週に限り土曜日及び日曜日に活動を行うことができる。その場合、代替えの休養日を設ける。

(3) (2)の大会以外については大会前1週間のみ土曜日及び日曜日の活動を認める。ただし、次の点に注意する。

① 対象大会数を中体連以外4大会とする。

(檜山管内2大会 道南大会2大会を春秋1回ずつとして想定)

② 吹奏楽についても4演奏会を原則とする。

(道南吹奏楽祭、檜山吹奏楽祭、定期演奏会、他1を想定。外部からの演奏依頼については「部活動の在り方に関する方針」及びこの運用を配慮して学校で検討する。)

③ 土曜日及び日曜日に実施した場合は代替えの休養日を設ける。

④ 休養日基準に準じて年間を見通した計画を作成する。

(4) 祝日を含む週については、その週の土曜日及び日曜日と祝日のいずれか1日を含む週2日の休養日を設ける。

(5) ゴールデンウィークを除く、土曜日及び日曜日を含む連休については土曜日及び日曜日のいずれか1日分の休養日を連休の中にとることとする。(7月22日～25日の4連休に関しては、2日間の休養日を設ける)

2. 令和3年度ゴールデンウィークの対応について

(1) 5月1日～5日迄の間に、2日間の休養日を設ける。

3. その他

(1) 合同部活動についても例外は認めない。

(2) 長期休業中は、まとめて部活動休養日を設けるよう推奨する。まとめて休養日を設けない場合は、土曜日及び日曜日のいずれか1日を含む週2日の休養日を設ける。

(3) 何週にも渡って続けられる大会もあり、活動が可能なのは、自校の試合の前週土曜日及び日曜日という捉えとする。

4. 「部活動に関わる相談・要望の窓口」の設置

◆ 校内に「部活動に関わる相談・窓口」を設置する。

◆ 相談、要望は、郵便、電話、ファクシミリ、持参のいずれかにより、下記の連絡先あてに提出することとする。

【連絡先】

〒043-0103

爾志郡乙部町字緑町 65-36 乙部町立乙部中学校 部活動窓口 あて

TEL 0139-62-2350 FAX0139-62-3650